



**JASDAQ**

平成 18 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 東 新 住 建 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 深 川 堅 治  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 1 7 5 4 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取 締 役 経 営 推 進 本 部 長 飯 野 磨  
電 話 0 5 8 7 - 2 3 - 0 0 1 1

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 30 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 当社の取締役及び従業員は、当社の行動規範に基づき、法令及び定款に適合する旨の遵守を図ります。
- ・ 取締役会については、取締役会規程が定められており、その適切な運営が確保されております。
- ・ 取締役会は月 1 回これを開催することを原則として、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務の執行を監督し、法令及び定款の違反行為を未然に防止します。
- ・ 当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める監査の方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっています。
- ・ 取締役が他の取締役の法令及び定款の違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ります。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとします。
- ・ 株主総会議事録および取締役会議事録その他の重要書類等は、当該関連資料とともに法令の定めがあるものについてはその期間、その他については、文書管理規程に基づき維持管理することとします。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、及び個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとします。
- ・ 内部統制室がその業務分掌としてリスク管理業務を主管し、リスク管理体制を構築します。
- ・ 不測の事態が発生した場合には、内部統制室長を本部長とする対策本部を設置し、社内の関連部署を含め、総務部及び顧問弁護士等を交えた対処チームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えます。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとします。
- ・ 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に代表取締役社長をはじめとする取締役を中心に構成される経営会議において討議し、審議を経て、取締役会規程、職務権限規程、決裁規程及び稟議規程に基づき、稟議書による執行の決裁もしくは取締役会においてその執行の決議を行うものとします。
- ・ 取締役会の決議に基づく執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとします。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス体制の基礎として、当社の行動規範に基づき、取締役を室長と定めた内部統制室において内部統制システムの構築、維持及び向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとします。
- ・ 必要に応じて、各担当部門において、諸規則、規程類及びガイドライン等を策定及び研修の実施を行うものとします。
- ・ 内部監査部門として、各部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として、内部統制室を置きます。
- ・ 取締役は、当社における重大な法令、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく経営会議及び取締役会において報告をするものとします。
- ・ 法令及び定款の違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部統制室を直接の情報受領窓口とする当社の子会社を含めた社内通報制度を整備し、当該制度に関する規程に基づきその運用を行うこととします。
- ・ 監査役は、当社の法令及び定款遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとします。

### 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社の子会社における業務の適正を確保するため、子会社のすべてに適用する行動指針として、当社の行動規範に基づき、子会社各社で諸規則、規程類をそれぞれ定めるものとします。

- ・当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程に従いその管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとします。
- ・取締役は、子会社において、法令及び定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告をするものとします。
- ・子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部統制室に報告するものとします。  
内部統制室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、この報告についての意見を述べる事が出来るものとします。
- ・監査役は、取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが出来るものとします。

#### **7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ・監査役は、監査役の職務を補助すべき監査要員（使用人）に対し、監査役の職務の補助者として監査業務の補助を行うよう指示命令することができることとします。

#### **8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ・監査役補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分には、監査役会の承諾を得なければならないものとします。

#### **9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ・監査役は、当社の経営に関する等の重要な会議へ出席することができることとします。
- ・監査役に報告すべき事項として、監査役監査規程及び監査役会規程に基づき、取締役及び使用人は次に掲げる事項を報告するものとします。
  - （1）取締役の職務執行及び使用人の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が発生する可能性もしくは発生した場合は、その事実
  - （2）会社（子会社を含む）に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、その事実
  - （3）重要な訴訟事実及び緊急・非常事態に関する事項
  - （4）会社経営に関する重要会議の資料及び議事録
  - （5）監査室の監査計画及び結果報告に関する事項
  - （6）社内通報制度による通報内容の状況
  - （7）その他監査役会が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項

#### **10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・監査役は、代表取締役、取締役、監査法人及び監査室とそれぞれ随時意見交換会を開催するものとします。

以 上